

中小企業者の皆さんへ 市の融資制度をご利用ください

受け付けは随時行っています

市では、中小企業者の業種や借入れの目的に応じて、利用しやすい金融制度を設けています。下表のとおり5種類の制度を用意していますので、目的に応じた制度をご利用ください。申し込みは、市内各金融機関（銀行、信用金庫等）へどうぞ。

制度名	融資対象	融資条件			
		資金使途	融資限度額	利率	償還期間
地方産業育成資金	各号のいずれにも該当する人 ①市内に住所または主たる事業所を有する人 ②原則として1年以上継続して同一事業を営む人 ③信用保証対象業務を営む人 ④市税を完納している人	運転資金 設備資金	1,000万円以内	信保付 2.4% その他 2.9%	運転資金5年以内 設備資金7年以内 (据え置き6カ月以内を含む)
振興資金	各号のいずれにも該当する人 ①個人営業者の場合は市内に住所を有する人、法人は市内に1年以上前に法人届けをしている人 ②同一事業を1年以上継続して営んでいる人 ③市が定める事業を営む人 ④市税を完納している人	同上	1,000万円以内 設備資金総額額の4/5以内	信保付 2.2% その他 2.7%	500万円以内5年以内 500万円超7年以内 (据え置き6カ月以内を含む)
活性化対策資金	上記①～④で、かつ次のいずれかに該当する人 ・店舗、工場等の新築、増改築または改装並びに構築物の設置 ・生産効率を高める機械または設備の新設（入れ替えを含む。運輸業以外の車両を除く） ・従業員福利厚生施設の設置	設備資金	法人又は個人 2,000万円以内、組合の場合は5,000万円以内で総設備額の4/5以内	信保付 2.1% その他 2.6%	1,000万円以内 7年以内 1,000万円超10年以内 (据え置き6カ月以内を含む)
創業資金	市内に1年以上居住する勤労者で、新たに独立する以前に従事していた事業を営もうとするもので、市内に営業所を設け、その事業におおむね3年以上の経験と適切な事業計画を持つ人、または前記の資格を有し開業1年未満の人	運転資金 設備資金	運転資金500万円以内、設備資金1,000万円以内で総設備額の4/5以内	2.5%	運転資金5年以内、設備資金500万円以内5年以内、500万円超7年以内 (据え置き6カ月以内を含む)
緊急特別資金	現に営んでいる事業を振興維持する上で市長が緊急かつやむを得ないと認める運転資金を必要とする、振興資金の融資対象①～④の人	運転資金	300万円以内	信保付1.75% その他2.25%	1年以内 (据え置き6カ月以内を含む)

● 信用保証制度について

信用保証制度とは、中小企業者が資金の借入れが困難な場合に、公共的な機関である新潟県信用保証協会がその保証人となり、信用力を補完することで借入れを容易にするための制度です。利用する場合は、借入額に対して一定の利率により算出した保証料を支払わなければなりません。

制度名	保証限度	保証料率
普通保証	個人・法人 20,000万円	200万円以内 年0.70%
		200万円超～500万円以内 年0.85%
		500万円超～800万円以内 年0.90%
		800万円超 年1.00%
特別小口保証 (無担保無保証人)	1企業者 1,000万円	年0.60%

市では、300万円以内の信用保証付きで市の制度融資を受けた場合、保証料の金額を借受人に代わって保証協会に支払い、補助しています。
また、300万円を超える制度融資についても保証料の補助を行いますが、この場合は、融資額1,000万円までは保証料金額の75パーセント、2,000万円までは50パーセントを補助します。

市の保証料補助

問い合わせ 市内各金融機関・商工観光課商工労働係 ☎221、222

安心して飲める水道水



水質検査結果

■採水日時 平成13年4月16日 午後2時5分 ■当日天候 晴れ
■気温 23.0度 ■水温 12.5度 ■採水場所 庄瀬保育園

項目	基準値	白根市の水道水	備考	
一般細菌	1ml中100以下	0	細菌	
大腸菌	検出されないこと	検出しない		
カドミウム	0.01mg/l以下	0.001未満		無機物類
水銀	0.005mg/l以下	0.0005未満		
セレン	0.01mg/l以下	0.001未満		
鉛	0.05mg/l以下	0.001未満		
ヒ素	0.01mg/l以下	0.001未満		
六価クロム	0.05mg/l以下	0.005未満		
シアニド	0.01mg/l以下	0.001未満		
硝酸性及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	0.6		
フッ素	0.8mg/l以下	0.08未満		
四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.002未満	有機物	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	0.0004未満		
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	0.002未満		
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.002未満		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004未満		
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	0.0006未満		
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.001未満		
ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満		
クロロホルム	0.06mg/l以下	0.017		消毒副生成物
ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001		
ブromクロロメタン	0.03mg/l以下	0.006		
ブromホルム	0.09mg/l以下	0.001未満		
トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.024		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	0.0002未満		
シマジン	0.003mg/l以下	0.0003未満		
チウラム	0.006mg/l以下	0.0006未満		
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	0.002未満		
亜鉛	1.0mg/l以下	0.01未満	農薬	
鉄	0.3mg/l以下	0.03未満		
銅	1.0mg/l以下	0.01未満		
マンガン	0.05mg/l以下	0.005未満		
ナトリウム	200mg/l以下	6.6		
塩素イオン	200mg/l以下	9.6		
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	20		
蒸発残留物	500mg/l以下	53		
陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満		
1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	0.001未満		色
フェノール類	0.005mg/l以下	0.005未満		
有機物等	10mg/l以下	0.9		
PH値	5.8～8.6	6.9		
味	異常でないこと	異常なし		
臭気	異常でないこと	異常なし		
濁度	5度以下	1		
透明度	2度以下	0.1未満		
残留塩素	0.1mg/l以上	0.40		
アンモニア性窒素	-	0.1未満		

全項目で基準値をクリア

水道水の水質検査結果

ガス水道局では、皆さんの家庭に安全でおいしい水を供給するために、定期的に水質検査を行っています。左の表は四月十六日に実施した水質検査結果です。すべて水道法で定める水質基準値内であり、安心してご利用いただける水です。戸頭浄水場

では、一昨年に活性炭処理設備が完成して、より安全でおいしい水を供給できるようになりました。しかし大切なことは、水源をきれいにすることです。川を汚す大きな要因として、台所から出る家庭雑排水が大きな割合を占めています。下水道がすべて整備されるまで時間を要します。そのため洗剤を必要以上に使わない、台所に食べ残しや油を無造作に流さないことなど、皆さんの協力が必要となります。水はかけがえのない資源です。大切に守りましょう。ガス水道局では、これからもより一層安全でおいしい水を安定して供給できるよう努力を続けていきます。今後とも市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

●赤水や濁り水が出る時
水道管内部の露出した鉄面がさびたために起こります。朝の使い始めに赤水が発生し、数分間で収まるときには、給水管が原因であると考えられます。しばらく水を流してから使用することをお勧めします。

●塩素臭を感じる時
塩素臭(カルキ臭)は水道水が安全であることの証明です。どうしても気になる人は、煮沸して湯冷ましにすると、においが消えます。

●朝一番の水道水は飲み水以外
朝一番の水道水は、水道管内に長時間滞留しているため、赤い水が出やすかったり、消毒用の塩素の量が少なくなったりすることがあります。最初の水は洗濯や掃除用など、飲み水以外に使用することをお勧めします。

6月1日～7日は、水道週間です